

管理コード	省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称(項)(目)(細目)	概要要求額(単位:千円)	その他	管理事業番号	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・実施理由	都道府県	提案主体名	制度の所管・関係省庁
1110010	経済産業省	省エネルギー設備導入による助成金等の創設	エネルギー利用合理化事業者支援事業公募要領	「エネルギー利用合理化事業者支援事業」は、法人格を有する事業者が低炭素の工場・事業場における省エネルギー設備・技術の導入(リプレイス)を対象としており、省エネルギー効果が高く、費用対効果に優れているものにも補助する。	D	省エネの推進のために、既存の設備を従来より省エネ効果の高い設備にリプレイスすることが有効。しかし、2〜3年での投資回収を追求する長期企業は、従来の設備よりコスト面で投資回収に困難を有する省エネ設備の導入に慎重にならざるを得ない。 【(項)】 エネルギー需給構造高度化対策費 【(目)】 エネルギー利用合理化設備導入促進等対策費補助金 【(細目)】 エネルギー利用合理化事業者支援補助金	36,000,000		1 0 0 9 1 0	中小規模企業経営の大規模な設備投資を促進するための、積極的に環境配慮設備を取り組む企業や、施設に対し、法人税の優遇、助成金、上下水道料金の減免などの措置を講じる。	2020年までの「CO2中期削減目標-15%」を達成すべく、まだ省エネが進んでいない中小規模企業型温湯施設に対し、環境に配慮した運営の促進を目指す。具体的には、設定された地域の大型温湯施設から公募で対象施設を選出し、先進的な技術を開発的に導入した、急成長を遂げようとする事業者の導入を前倒しに、など官民共同で一時期継続して検証を行い、このうちトップノウハウをもとに全国標準化を目指す。 【(項)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費 【(目)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費補助金 【(細目)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費補助金	東京都	株式会社トリオン	経済産業省		
1110020	経済産業省	新エネルギーの利活用促進(バイオガス)	-	太陽光発電の余剰電力を現状の2倍程度の価格で買取取ることなどを電力会社に義務づける買取制度について、本年11月1日から買取開始する予定。当該制度においては、今後、技術進歩や普及効果により短期間にシステム価格の低下が期待できるものと太陽光発電のみであることから、太陽光発電のみを買取対象としている。また国民負担を最小限に抑える観点から、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。 なお、バイオガスプラントの導入支援策として、バイオガスの製造装置及び当該バイオガスを利用した発電装置を非営利法人が導入する場合、その導入費用の2分の1以内を補助する制度がある。	C	【(項)】 エネルギー需給構造高度化対策費 【(目)】 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金 【(細目)】 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	6,407,888		1 0 1 4 1 0	バイオガスプラントは、事業者からバイオガスを発生させ、そのガスにより発電を行い、カーボンニュートラルで、二酸化炭素の排出削減に資する環境に優しいバイオマスエネルギー施設である。 ここで発生した電気の余剰分は電力会社に売電しているが、売電価格は、現在、太陽光発電による電気の売電価格と比べて非常に低く、継続的な運営が困難な状況にある。さらに、太陽光発電の余剰電力の売電価格については、現在の2倍程度の価格での買取に向けた制度設計について議論が行われているところであり、売電価格の格差となる拡大が想定される。 【(項)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費 【(目)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費補助金 【(細目)】 省エネ・省資源・省エネルギー推進費補助金	バイオガスによる発電に係る余剰電力の買取に対する拡大	東京都	十勝エネルギー特区推進協議会	経済産業省		
1110030	経済産業省	ベイエリア等郊外の緑地の保全・移転等に対する助成金の創設	-	現行の制度で御要望頂きました件について対応しているものはありません。	C	個別産業支援による集約施設の整備など、地域に立地する企業に対して行うより幅広い支援については自治体が担うものであると考えることから、「制度の現状」とおり、現行の制度で御要望頂きました件については対応しているものはありません。 また、企業立地に関しては、企業立地促進法に基づき、各地域が主体的・計画的に取り組み企業立地促進策に対して、企業立地促進法に基づき企業立地の促進、活用にかかる支援及び人材育成支援等を行っていますが、対象は事業の進捗する工場等の新設の促進策であり、確保したいという企業立地促進を目的とした幅広い創出のための施設建設・移転については、当該の促進策には適用のものとなります。なお、企業立地促進法は、業種を限定せず、都市中心部と郊外との間には自治体が主体的に判断することとなります。	-		1 0 1 0 1 0	ベイエリア等郊外の緑地の保全・移転等に対する助成金の創設	ベイエリア等郊外の緑地の保全・移転等に対する助成金の創設	大阪府	個人	経済産業省		
1110040	経済産業省	ベイエリア等郊外の企業進出を促進するための助成制度の創設	-	現行の制度で御要望頂きました件について対応しているものはありません。	C	郊外など特定の地域への立地促進を目的とした、交通費や通送料、テナント料の削減など、地域に立地する企業に対して行うより幅広い支援については自治体が担うものであると考えることから、「制度の現状」とおり、現行の制度で御要望頂きました件については対応しているものはありません。 また、企業立地に関しては、企業立地促進法に基づき、各地域が主体的・計画的に取り組み企業立地促進策に対して、企業立地促進法に基づき企業立地の促進、活用にかかる支援及び人材育成支援等を行っていますが、対象は事業の進捗する工場等の新設の促進策であり、確保したいという企業立地促進を目的とした幅広い創出のための施設建設・移転については、当該の促進策には適用のものとなります。なお、企業立地促進法は、業種を限定せず、都市中心部と郊外との間には自治体が主体的に判断することとなります。	-		1 0 2 0	ベイエリア等郊外の企業進出を促進するための助成制度の創設	都市中心部からベイエリア等への企業進出を促進するための助成制度の創設	大阪府	個人	経済産業省		
1110050	経済産業省	一般住宅への太陽光発電設備導入においては、個人が所有し、設置する太陽光発電設備について、1kW当たり7万円の補助を実施している。また、こうした一般住宅の余剰電力についても、制度開始当初1kW当たり48万円の買取額を本年11月1日に開始する予定。この太陽光発電からの余剰電力を現状の2倍程度の価格で買取取ることなどを電力会社に義務づける制度については、国民負担を最小限に抑え、かつ省エネ意識を喚起させるために、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。そのため、余剰の発生を促すような大規模な発電目的の事業は買取制度の対象外としており、売電価格については電力会社との相対契約となっている。	-	一般住宅への太陽光発電設備導入においては、個人が所有し、設置する太陽光発電設備について、1kW当たり7万円の補助を実施している。また、こうした一般住宅の余剰電力についても、制度開始当初1kW当たり48万円の買取額を本年11月1日に開始する予定。この太陽光発電からの余剰電力を現状の2倍程度の価格で買取取ることなどを電力会社に義務づける制度については、国民負担を最小限に抑え、かつ省エネ意識を喚起させるために、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。そのため、余剰の発生を促すような大規模な発電目的の事業は買取制度の対象外としており、売電価格については電力会社との相対契約となっている。	C	【(項)】 エネルギー需給構造高度化対策費 【(目)】 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金 【(細目)】 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金	20,050,000		1 0 9 0 2 0	一般住宅への太陽光発電設備導入においては、個人が所有し、設置する太陽光発電設備について、1kW当たり7万円の補助を実施している。また、こうした一般住宅の余剰電力についても、制度開始当初1kW当たり48万円の買取額を本年11月1日に開始する予定。この太陽光発電からの余剰電力を現状の2倍程度の価格で買取取ることなどを電力会社に義務づける制度については、国民負担を最小限に抑え、かつ省エネ意識を喚起させるために、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。そのため、余剰の発生を促すような大規模な発電目的の事業は買取制度の対象外としており、売電価格については電力会社との相対契約となっている。	一般住宅への太陽光発電設備導入においては、個人が所有し、設置する太陽光発電設備について、1kW当たり7万円の補助を実施している。また、こうした一般住宅の余剰電力についても、制度開始当初1kW当たり48万円の買取額を本年11月1日に開始する予定。この太陽光発電からの余剰電力を現状の2倍程度の価格で買取取ることなどを電力会社に義務づける制度については、国民負担を最小限に抑え、かつ省エネ意識を喚起させるために、対象範囲を太陽光発電の余剰電力に限ることとしたもの。そのため、余剰の発生を促すような大規模な発電目的の事業は買取制度の対象外としており、売電価格については電力会社との相対契約となっている。	高知県	湘ドットコム	経済産業省		
1110060	経済産業省	大規模な太陽光発電施設を建てる事業実施主体である地方自治体への支援措置の創設。	-	地方自治体が太陽光発電設備等の設置を行う際の補助制度には実施しており、設備導入事業費の1/2以内、もしくは1kW当たり40万円の補助を行っている。一般住宅向けの導入補助制度(1kW当たり7万円)や民間事業者向けの補助(1/3以内、もしくは1kW当たり2.5万円)に比べ、地方自治体向けの補助率はまだ設定されており、地方自治体が実施主体となる太陽光発電設備の設置を積極的に支援している。	D	【(項)】 エネルギー需給構造高度化対策費 【(目)】 非化石エネルギー等導入促進対策費補助金 【(細目)】 新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金	6,407,888		1 0 3 6 1 0	大規模な太陽光発電施設を建てる事業実施主体である地方自治体への支援措置の創設。	大規模な太陽光発電施設を建てる事業実施主体である地方自治体への支援措置の創設。	東京都	個人	経済産業省		